

一般土木工事等

共通仕様書

付則

(企業庁)

平成 28 年 5 月

滋賀県企業庁

# 一般土木工事等共通仕様書付則

## 目次

第1編 共通編	1-1
第1章 総則	1-1
第1節 総則	1-1
1-1-1-1 適用	1-1
1-1-1-3 設計図書の照査等	1-1
1-1-1-4 施工計画書	1-1
1-1-1-7 工事用地等の使用	1-1
1-1-1-10 施工体制台帳等	1-1
1-1-1-18 建設副産物	1-3
1-1-1-20 工事完了検査	1-4
1-1-1-23 施工管理	1-5
1-1-1-24 履行報告	1-5
1-1-1-26 工事中の安全確保	1-5
1-1-1-29 事故報告書	1-6
1-1-1-30 環境対策	1-6
1-1-1-32 交通安全管理	1-10
1-1-1-34 諸法令の遵守	1-11
第3編 土木工事共通編	3-1
第1章 総則	3-1
第1節 総則	3-1
3-1-1-4 現場技術員	3-1
3-1-1-6 監督職員による確認及び立会等	3-1
3-1-1-7 数量の算出	3-1
3-1-1-9 工事完成図書の納品	3-1
3-1-1-15 提出書類	3-1
3-1-1-16 創意工夫	3-2
第16編 水道編	16-1
第1章 総則	16-1
第1節 通則	16-1
16-1-1-3 適用すべき諸基準	16-1
第2章 管布設工事	16-1
第1節 通則	16-1
16-2-1-1 配管技能者	16-1
16-2-1-2 溶接工	16-1

<b>第2節 施工一般</b> .....	16-1
16-2-2-19 水圧試験.....	16-1
<b>第8節 弁類工事</b> .....	16-1
16-2-8-3 弁室の構造.....	16-1
<b>第9節 検査</b> .....	16-2
16-2-9-1 段階検査.....	16-2

<b>共 通</b> .....	共通-1
<b>低入札価格調査制度</b> .....	共通-1
<b>「不当介入に関する通報制度」の徹底について</b> .....	共通-2

# 第1編 共通編

## 第1章 総則

### 第1節 総則

#### 1-1-1-1 適用

1. 一般土木工事等共通仕様書付則（企業庁）（以下「付則」という。）は、滋賀県が定める一般土木工事共通仕様書（平成28年4月滋賀県）（以下「共通仕様書」という）の各規定に付加するものであり、滋賀県企業庁で定める設計図書として契約の履行を拘束するものとする。
2. 共通仕様書の「滋賀県建設工事請負契約約款」は「滋賀県企業庁建設工事請負契約約款」と、「滋賀県建設工事監督要領」は「滋賀県企業庁建設工事監督要領」と読み替えるものとする。
3. 共通仕様書および本付則に記載されていないことで、土木交通部が定める一般土木工事等共通仕様書付則に記載がある場合はこれを準用する。

#### 1-1-1-3 設計図書の照査等

受注者が行う照査は、契約約款第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行うことを基本とし、計算プログラム等を使用している安定計算および応力計算（以下、「構造計算」という。）の計算プロセスの照査は含まないものとする。

ただし、構造計算における入力条件、計算および出力結果と現地条件および設計図書が整合しているかの照査は行うものとする。

#### 1-1-1-4 施工計画書

受注者は、施工計画書の作成にあたっては、「施工計画書作成要領(案)」によるものとするが、設計図書により別途規定がある場合は、その内容を追記するものとする。

また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合も、同様とする。

#### 1-1-1-7 工事用地等の使用

（工事用地区域外への立ち入り）

受注者は、工事用地以外の区域へ立ち入りする場合は、必ず所有者の承諾を得ること。

#### 1-1-1-10 施工体制台帳等

（施工体制台帳）

受注者は、施工体制台帳の提出が必要な工事について、工事担当技術者一覧表（「土木請負工事施工管理の手引」（一般社団法人近畿建設協会発行）参照（以下、「施工管理の手引」という。))を追加して施工体制台帳を作成し工事現場に備えるとともに、監督職員に提出するものとする。

なお、様式には監理技術者、主任技術者（下請負を含む）および元受注者の専門技術者（専任している場合のみ）の顔写真、氏名、生年月日、所属会社名を記載するものとする。

(現場代理人)

1. 現場代理人は他の工事と重複して従事することはできない。  
ただし、工事準備等の行為を含め工事現場が不稼働であることが明確である期間については常駐の必要はないが、現場のパトロールの実施と常に緊急時には速やかに対応できる体制を確保しなければならない。
2. 受注者は、現場代理人と受注者との直接的な雇用関係を確認できるもの(健康保険証等の写し)を現場代理人等届に添付して提出しなければならない。  
また、変更が生じた場合は速やかに現場代理人等変更届を提出し同様の確認を受けなければならない。
3. 現場代理人と主任技術者または監理技術者は兼ねることができる。

(監理技術者等)

受注者は、監理技術者制度運用マニュアル(平成16年3月1日付け国総建第318号国土交通省総合政策局建設業課長)に基づき、主任技術者および監理技術者(以下、「監理技術者等」という。)を適正に配置しなければならない。

なお、専任の監理技術者等は、同マニュアルに基づき受注者と恒常的な雇用関係にあるものとする。

(舗装施工管理技術者)

受注者は、設計図書において明示された場合、1級または2級の舗装施工管理技術者を配置するものとする。

現場代理人、主任技術者および1級または2級の舗装施工管理技術者はこれを兼ねることができる。

なお、受注者は、現場代理人等届の区分欄に舗装施工管理技術者、備考欄に1級舗装管理技術者または2級舗装管理技術者の別を記入すること。

(主任技術者または監理技術者の専任を要しない期間について)

設計図書において特に定めのない場合、以下のとおりとする。

1. 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの期間)については、主任技術者または監理技術者の工事現場への専任を要しない。  
なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。
2. 滋賀県企業庁建設工事請負契約約款(以下「契約約款」という)第31条第2項の規定に基づく検査を完了した日から契約期間満了までの期間については、主任技術者または監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査を完了した日とは、発注者が契約約款第31条第2項に基づく当該検査の結果を通知した日(契約約款第31条第6項に該当するものを含む)とする。  
なお、日程の都合上、契約工期満了後に検査が行われる場合は、契約工期満了後の監理技術者等の工事現場への専任を要しない。

### 1-1-1-18 建設副産物

(再生資源の利用の促進)

受注者は、建設資材（土・砕石・アスファルト合材・その他再生資材）を搬入または建設副産物を搬出する場合は、建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達、平成14年5月30日）、再生資源の利用の促進について（建設大臣官房技術審議官通達、平成30年10月25日）、建設汚泥の再生利用に関する実施要領について（大臣官房技術調査課長等通達、平成18年6月12日）、建設汚泥処理土利用技術基準について（大臣官房技術調査課長等通達、平成18年6月12日）を遵守して、建設副産物の適正な処理および再生資源の活用を図らなければならない。

#### 1. 提出様式

受注者は、「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づく再生資源利用計画および再生資源利用促進計画を作成するものとする。

なお、再生資源利用計画、再生資源利用促進計画およびその実施状況を記載する様式（以下「再生資源利用【促進】計画書（実施書）」という）については、建設リサイクルデータ統合システム（CREDAS（クレダス））（以下「CREDAS」という）に入力後、「建設リサイクルガイドライン様式」を指定して印刷したものを使用するものとする。

#### 2. 提出方法

受注者は、作成した再生資源利用【促進】計画書（実施書）は、CREDASに入力して作成し、1部は自社で工事完成後1年間保管するものとする。

また、受注者は、CREDASにより出力した電子データおよび計画書、実施書を各1部ずつ印刷して監督職員に提出するものとする。

(建設発生土情報交換システム)

受注者は、設計図書に建設発生土情報交換システム（以下「システム」という）の登録対象工事であることが明示された場合、工事の実施に当たっては土量、土質、土工期等に変更があった場合は、監督職員の確認を受け速やかに当該システムのデータ更新を行い、結果を監督職員に報告するものとする。

なお、これにより難しい場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

(特定建設資材の分別解体等・再資源化等への適切な措置)

受注者は、工事に使用する特定建設資材および工事に伴い排出する特定建設資材廃棄物については、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年度法律第104号)および「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年度法律第137号)を遵守し、分別解体等および再資源化等を実施するものとする。

・特定建設資材

コンクリート	現場打ちコンクリート（無筋コンクリート、鉄筋コンクリート、PCコンクリート、鉄骨鉄筋コンクリート等）、無筋コンクリート二次製品
鉄およびコンクリートから成る建設資材	有筋のコンクリート二次製品（鉄筋コンクリート二次製品、PCコンクリート二次製品、鉄筋コンクリート二次製品、鉄骨鉄筋コンクリート二次製品）
アスファルト・コンクリート	アスファルト混合物
木材	木材製品

・特定建設資材廃棄物

コンクリート塊
アスファルト・コンクリート塊
建設発生木材

1. 対象建設工事の届出に係る事項の説明等

受注者は、請け負った工事が対象建設工事である場合、届出書（様式1号）および別表1～3（該当するもの）、案内図（位置図）、工程表を作成し、契約までに監督職員に説明を行い、同意を得るものとする。

2. 対象建設工事の請負契約に係る書面の記載

受注者は、別に定められた様式に分別解体等の方法および解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称（許可証の写しを添付）、再資源化等に要する費用を記載し、契約までに監督職員に説明を行い、同意を得るものとする。

3. 発注者への報告

受注者は、再資源化等が完了した年月日および再資源化等をした施設の名称および所在地、再資源化等に要した費用などを書面に記載し、監督職員に提出するものとする。

4. 建設発生木材の再資源化確約書

受注者は、建設発生木材を再資源化する場合、再資源化が確実に実施される旨の確約書を再資源化を委託した処理業者から得て、その写しを監督職員に提出するものとする。

1-1-1-20 工事完了検査

（工事写真）

1. 受注者が提出する工事写真がデジタル写真の場合、『デジタル写真管理情報基準（案）』における「必要度」の種別において、「必須記入」または「条件付き必須記入」とされている項目（「写真タイトル」、「撮影年月日」など）が管理ファイル（XMLファイル）に記入されていない写真については、提出写真と扱わないものとする。
2. 受注者が提出するデジタル写真について、「撮影年月日」の「必要度」については「◎（必須記入）」とするものとする。

3. 受注者が提出するデジタル写真については、写真の信憑性を考慮し、写真編集を認めないものとする。

ただし、受注者は、監督職員の承諾を得た場合は、元データを提出する場合に限り、回転・パノラマ編集、全体の明るさ等について編集した写真の提出を認めるものとする。

#### 1-1-1-23 施工管理

(施工管理基準)

受注者は、国土交通省近畿地方整備局が定める「土木工事施工管理基準及び規格値(案)」により施工管理をおこなうものとする。(以下、これらを総称して「施工管理基準」という)

(測定結果等のばらつき)

受注者は、「施工管理の手引」の測定結果総括表等を参考に、出来形管理および品質管理の測定結果および試験結果のばらつきが確認できる資料を作成し、監督職員から請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

(境界杭等の設置)

受注者は、境界杭または境界鈎および基準点を設置する場合は、境界杭等設置に関する施工管理要領(案)に基づき必要な図書を作成し、完了検査時に提出しなければならない。

#### 1-1-1-24 履行報告

受注者は、当該月の実績進捗率等を記入した工事履行報告書、工程表、実績進捗率の算定根拠資料および当該月の現況写真を当該月末または翌月速やかに監督職員に提出するものとする。

受注者は、実績進捗率が計画進捗率に対して10%以上遅延した場合は、工事履行報告書に遅延事由を明記し、併せて回復工程表を監督職員に提出するものとする。

#### 1-1-1-26 工事中の安全確保

(建設機械施工安全技術指針)

受注者は、共通仕様書第1編 1-1-26 工事中の安全確保第1項において、「建設機械施工安全技術指針(建設省建設経済局建設機械課長 平成6年11月1日)」は、「建設機械施工安全技術指針(国土交通省総合政策局建設施工企画課長 平成17年3月31日)」に読み替えることとする。

(土石流による労働災害防止のためのガイドライン)

受注者は、土石流による労働災害防止のためのガイドライン(平成10年3月23日基発第120号労働省労働基準局長)を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。

(近接施工)

1. 受注者は、工事区間に隣接して軌道管理者等の施設がある場合は、工事施工に際し、監督



職員の承諾を得た後に、関係官署と現地立会のうえ、当該施設の位置、高さ、施設の状態等を確認し、保安対策について十分打ち合わせを行ない、支障をおよぼさないようにしなければならない。

受注者は、保安対策の打合せを行なった時は、「立会打合せ調書」に立会者の押印を求め、当該調書の写しを監督職員に提出するものとする。

なお、打合せの結果、保安対策の変更が生じた場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとする。

2. 受注者は、自らの責により、当該施設に支障を及ぼした場合は、すみやかに監督職員に報告するとともに、関係機関に連絡し、応急措置をとり、受注者の負担によりこれを補修しなければならない。
3. 受注者は、配電線および送電線附近で作業をする場合は事前に関西電力(株)事業所と事故防止対策について協議すること。

#### (掘削部の安全施工)

受注者は、土石崩落等、危険と判断される時は、危険防止のための対策を設計図書に関して監督職員と協議するものとする。

#### 1-1-1-29 事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合は、直ちに監督職員に通報するとともに、原則として下記のURLにアクセスし事故報告様式に入力し、監督職員が指示する期日までにホームページ上で発注者に提出しなければならない。

ホームページアドレス：<http://sas.ejcm.or.jp/>

(建設工事事務データベースシステム)

なお、事故固有の事故ID・パスワードは監督職員が指示するものとする。

#### 1-1-1-30 環境対策

##### (低騒音型・超低騒音型の適用)

受注者は、設計図書において明示された場合、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」(平成9年度建設省告示第1536号)に基づき指定された低騒音建設機械または超低騒音建設機械を使用するものとする。

ただし、これにより難しい場合は、必要書類を提出し監督職員と協議するものとする。

上記において、「これにより難しい場合」とは、供給側に問題があり、低騒音型建設機械または超低騒音建設機械を調達することができない場合であり、受注者の都合で調達できない場合は認めないこととする。

受注者は、低騒音型建設機械または超低騒音建設機械を使用する場合、施工現場において使用する建設機械の(新基準'97ラベル)が確認できる写真を監督職員に提出するものとする。

なお、(旧基準'89ラベル)の機種において、新基準の指定を受けているケースがあるため、建設機械メーカーに確認し新基準'97ラベルに貼替えを行うものとする。

(排出ガス対策型建設機械)

受注者は、下表に示す建設機械を使用する場合は、排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。

ただし、受注者の都合による場合を除き、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。

上記において、「これにより難しい場合」とは、供給側に問題があり、排出ガス対策型建設機械を調達することができない場合であり、受注者の都合で調達できない場合は認めないものとする。

受注者は、施工現場において使用する建設機械が排出ガス対策型建設機械であることを確認できる写真を撮影し、監督職員に提出するものとする。

機 種	備 考
<ul style="list-style-type: none"><li>・バックホウ</li><li>・トラクタショベル（車輪式）</li><li>・ブルドーザ</li><li>・発動発電機（可搬式）</li><li>・空気圧縮機（可搬式）</li><li>・油圧ユニット</li></ul> <p>（以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシーンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの：</p> <p>油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ</li><li>・ホイールクレーン</li></ul>	ディーゼルエンジン （エンジン出力 7.5kw 以上、260kw 以下）を搭載した建設機械に限る

(環境に関する工事現場管理)

1. 建設機械の稼働する工事施工区域からおおむね 80m以内に住居がある場合

(1) 使用する工事用機械は、国土交通省が指定する低騒音型建設機械にすること。

また、受注者は施工計画書に、使用する機械名、形式、規格を明記して提出すること。

(2) 受注者は、工事用機械の整備確認を定期的に行い、マフラー、エンジンの異常音、

無用な摩擦音、がたつき音等の発生を防止すること。

また、それが生じていることが認められた場合には速やかに整備すること。

- (3) 受注者は、エンジンの回転数が非常に高くないように走行・操作するとともに、高速走行、過負荷運転等を避ける等の作業教育を徹底すること。
- (4) 受注者は、工事施工区域が住居に隣接している場合は、特に複数の建設機械の不必要な同時稼働、作業機械の一箇所集中を避けること。
- (5) 受注者は、仮設防音壁を設置する必要がある場合、その設置場所、設置時期等については、監督職員と協議を行うこと。

## 2. 工事用車両の搬入・搬出・周辺通行ルートが集落内を通過する場合

- (1) 受注者は、搬入・搬出・周辺通行ルートを定め、工事資材の搬入車両が現場に集中しないように、搬入計画量を平準化させる作業工程管理を行うこと。
- (2) 受注者は、資材等の搬入車両の通行は、朝夕のラッシュ時等、交通量の多い時間帯を出来るだけ避け、事前に交通量の少ない時間帯に調達すること。
- (3) 受注者は、工事関連車両について、作業者のマイクロバス輸送、通勤用車両の相乗り等により、可能な限り周辺道路の通行台数低減に努めること。
- (4) 受注者は、住居等がある道路区間では、特に通行速度の制限、過負荷運転ならびに空ふかし等を避ける等の低燃費運転等の指導を行い、また、交通安全教育を徹底すること。
- (5) 受注者は、工事資材の搬入車両が、時間調整のため周辺道路でエンジンを動かしたまま長時間駐停車しないよう指導すること。

## 3. 薬液注入掘削工事がある場合

- (1) 受注者は、薬液については水ガラス系で、劇物またはフッ素化合物を含まないものとし、監督職員の承諾を得るものとする。
- (2) 受注者は、薬液注入工事の実施にあたっては、事前に実施した土質の調査、地下埋設物調査等の結果を再度現地にて確認しながら施工すること。  
また、注入作業中は注入圧力と注入量を常時観察して、異常な変化が生じた場合は直ちに注入を中止し、その原因を確認して薬液の流出防止を図ること。
- (3) 受注者は、薬液注入箇所からの湧水、注入に用いた機器使用器具等の洗浄水等の排水水については、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」の基準に基づき処理すること。  
排水水が同基準に適合しない場合には、希釈するか中和して基準に適合するよう処理を行い排出すること。
- (4) 受注者は、薬液を注入した地盤から発生する掘削残土の処分にあっては、地下水および公共用水域を汚染することのないよう必要な措置を講じること。  
また、人の健康被害が発生することのないよう措置すること。  
注入地盤を直接掘削した残土、または溶出水の浸透した掘削残土を処分する場合は、土中の溶出水の水質が「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定処置指針」の基準値内にあることを確認し処分すること。
- (5) 受注者は、薬液注入箇所からの湧水、注入に用いた機器用具等の洗浄水等の排水処理に伴い処理施設に発生した汚泥は、「廃棄物の処理および清掃に関する法律」等その他の法律の定めるところに従って、所定の最終処分場（管理型）に搬出するものと

する。

- (6) 受注者は、現場注入試験、労働災害の発生の防止、薬液の保管、排水等の処理、残土および残材の処分、地下水水質の監視等、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」に従って、適正な施工管理を徹底すること。

#### 4. 工事中仮設の事務所等がある場合

- (1) 受注者は、現場内に設置するトイレのし尿については、くみ取り等により適正に処理すること。
- (2) 受注者は、現場事務所等から排出される雑排水については、簡易沈殿層を設ける等して、原則として、公共用水域に直接排水しないこと。
- (3) 受注者は、現場から発生する油類、残飯等の生ゴミ等の廃棄物は確実に適正に処理・処分すること。
- (4) 受注者は、し尿、雑排水や油類、残飯等の生ゴミ等の廃棄物の処理に関しては安全衛生管理者を定めて日常の管理をすること。

#### 5. 工事中機械の稼働する工事区域からおおむね 200m以内に住居等がある場合

- (1) 受注者は、有害な燃焼ガスや煙、粉じんの発生源となる工事現場から出るゴムタイヤ、ビニール等の野焼きをしないこと。
- (2) 受注者は、仮設道路、現場内道路のルートを決め、複数存在する場合には工事の進捗に応じて1ルートを設定して、工事関連車両の他の部分の通行を原則として禁止する。
- (3) 受注者は、仮設道路、現場内道路においては砕石を敷く等して、ダンプトラック等による粉じんの走行巻き上げを押さえるとともに、乾燥等が認められて粉じんの飛散を防止することが必要な場合には散水すること。
- (4) 受注者は、工事により周辺への粉じん飛散が認められ、周辺の住居等に支障が生じている場合は、民家の風上の工事を一時中断し、散水等の措置を講じること。  
更に周辺住居等への粉じん飛散が頻繁に認められる場合はすみやかに監督職員に報告し、協議を行うこと。
- (5) 受注者は、工事関係車両のタイヤ等に付着して土砂の一般道路への散乱が認められる場合には、人力にてすみやかに清掃すること。  
なお、付着土砂の性状やその量に応じ、人力による除去が困難な場合には、すみやかに監督職員に報告し、協議を行うこと。
- (6) 受注者は、工事中機械の日常整備を行い、また、過負荷運転、空ふかし等を避けるなど、燃費の節約を含めた作業教育を徹底すること。

#### 6. 伐採樹木等の処分について

受注者は、伐採樹木等の処分を行う場合は、「廃棄物の処理および清掃に関する法律」に基づき適正な処分を行うこと。

#### 7. 工事現場の地盤等に異常が発生した場合

受注者は、工事中の現場において、崩壊、すべり発生、地盤沈下等の地盤、法面の安定性に対する異常等が認められた場合、すみやかに監督職員に報告し、協議を行うこと。

#### 8. 工事施工区域またはその周辺で保存等の必要な文化財がある場合

受注者は、工事施工区域内において保全等の必要な既知の有形文化財、史跡、名勝、天然記念物がある場合は、工事開始に先立ち、確認された現状と保全の方法について、監督

職員の立ち会いのもとで現場で確認し、マーキングして、工事用機械作業者等の工事関係者へ周知徹底を行うこと。

受注者は、工事施工区域の周辺において保全等の必要な既知の有形文化財、史跡、名勝、天然記念物がある場合には、それらへの工事や工事車両等による影響を避けるため、可能な限り、騒音、振動や粉じんの発生を低減し、また、工事車両ルートを迂回させること。

#### 9. 工事施工区域が法律や条令に基づく地域・地区に含まれる場合

工事施工区域が、自然公園区域（または風致地区、または景観形成地域地区）内にある場合には、受注者において、工事施工区域の仮囲、案内板および仮設修景設備等を必要に応じ計画し、施工計画書に記載して提出のうえ、監督職員と協議すること。

#### 10. 建設機械に関する仕様について

本工事において使用する建設機械は、「建設機械に関する技術指針について平成10年3月31日付建設省経機発第37号」に基づき指定された建設機械を使用するものとし、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督職員に提出するものとする。

ただし、これにより難しい場合は、その理由を記載した書面を提出し、監督職員と協議の上、設計変更するものとする。

#### 11. 電波法の遵守について

受注者は、電波法を厳守し、不法無線局を搭載した工事用車両を使用しないものとする。

また、現場において不法無線局を搭載していると疑わしい車両を確認したときは、速やかに監督職員にその旨報告すること。

### 1-1-1-32 交通安全管理

#### (安全施設類)

受注者は、標識類、防護柵等の安全施設類については、現場条件に応じて設置する他、道路管理者および所轄警察署と打合せを行い実施するものとする。

なお、打合せの結果または条件変更等を伴い、道路工事保安施設設置基準（案）以上の保安施設類が必要な場合、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。

#### (交通誘導員の有資格)

1. 受注者は、滋賀県公安委員会が必要と認める路線および区間において交通誘導警備業務（歩行者のみの誘導も含む）を実施する場合、配置する交通誘導員は、警備員等の検定等に関する規則（平成17年11月18日国家公安委員会規則第20号）に基づき、交通誘導警備検定合格者（1級または2級）を規制箇所毎に1名以上配置することとする。

ただし、所轄警察署との打ち合わせの結果、交通誘導警備検定合格者（1級または2級）以外の配置を認められた場合は、この限りではないものとし、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。

2. 受注者は、交通誘導警備検定合格証（写し）を監督職員に提出するものとする。

#### (特殊車両通行許可制度の徹底)

受注者は、道路法第47条の2に基づく通行許可の確認において、以下の資料を監督職員に提出し、確認を得なければならない。

- ・ 車輛制限令第3条における一般的制限値を超える車輛について  
施工計画書に一般的制限値を超える車輛を記載することとする。
- ・ 出発地点、走行途中、現場到着地点における写真（荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証と照合可能な写真）  
なお、走行途中の写真撮影が困難な場合は監督職員の承諾を得て省略できるものとする。
- ・ 通行許可証の写し
- ・ 夜間通行が条件の場合は、車輛通行記録計（タコグラフ）の写し

(道路における色覚バリアフリーについて)

受注者は、道路工事において工事用信号機を使用する場合は、以下の規格に類するものを使用するものとする。これにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。

1. 形態については、色彩だけでなく、灯火箇所の違いでも判断出来る二灯火式を使用するものとする。

灯火の配列については、上が「赤」、下が「青」のものを使用するものとする。

2. 赤信号および青信号の灯火信号の色については、色覚障害者に配慮した交通信号灯器の仕様に準じた色度範囲を使用するか、色覚バリアフリーに配慮した灯火信号等を使用するものとする。

なお、色覚障害者に配慮した色は、赤色が濃い赤を使用せず、「明るい朱赤」を使用し、青色については、「青みの強い緑色」とする。

(過積載による違法運転の防止について)

受注者は、過積載防止について、「指導事項」を参考にその具体的内容を施工計画書等に記載し提出するものとする。

(道路工事現場における標示施設)

受注者は、共通仕様書第1編 1-1-32 交通安全管理第3項に定める『「道路工事現場における標示施設等の設置基準」(建設省道路局長通知、昭和37年8月30日)』を『「道路工事現場における標示施設等の設置基準」(国土交通省道路局長通知、平成18年3月31日)』に読み替えるものとする。

# 第3編 土木工事共通編

## 第1章 総 則

### 第1節 総 則

#### 3-1-1-4 現場技術員

(建設技術センター委託)

1. 受注者は、発注者が施工管理業務を（公財）滋賀県建設技術センター(以下「センター」という。)に委託している場合は、センターの現場技術員が監督職員に代わって現場で立会、観察または検測を行うので、その業務に関する限りにおいて監督職員と同様に取り扱わなければならない。
2. 監督職員から受注者に対する指示または通知等を、現場技術員を通じて行うことがあるので、この場合、受注者は、監督職員から直接通知または指示があったものと同様に取り扱うものとする。
3. 監督職員が不在の場合には、受注者が監督職員に対して行う報告または通知等を、現場技術員を通じて行うことができるものとする。
4. 発注者は、受注者に現場技術員の氏名を別途通知するものとする。

#### 3-1-1-6 監督職員による確認及び立会等

(受注者の臨場)

受注者は、監督職員の行う段階確認においては、現場代理人または主任（または監理）技術者、若しくはあらかじめ監督職員に承諾を得た者が臨場の上、確認を受けなければならない。

#### 3-1-1-7 数量の算出

(出来形数量の提出)

受注者は、工事の進捗に応じて出来形数量を算出し、設計図書に期日が明示された場合、その期日までに算出結果および算出根拠資料を監督職員に提出するものとする。

また、受注者は、これとは別に監督職員が指示する場合は、その期日までに監督職員に提出するものとする。

なお、受注者は、工事完成図およびその寸法には、出来形測定の結果を記載するものとし、工事完成図の表題の右上に「完成図」と表示するものとする。

#### 3-1-1-9 工事完成図書の納品

共通仕様書 3-1-1-9 2. を対象外とし、本付則 3-1-1-15 (電子納品)で規定する。

#### 3-1-1-15 提出書類

(電子納品)

受注者は、以下により段階的に工事完成図書を電子データで納品することとする。

なお、移行時期は「滋賀県企業庁電子納品運用ガイドライン(案)[工事編]」で記された電子納品の対象範囲によるものとする。

1. 電子納品とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、国土交通省の定める「工事完成図書の電子納品要領(案)（以下、「要領」という。）」に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。
2. 受注者は、「要領」に基づいて作成した電子データの工事完成図書を電子媒体(CD-R)で正、副の2部提出するものとする。  
「要領」で特に記載のない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議のうえ、電子化の是非を決定するものとする。
3. 受注者は、電子納品の運用にあたっては、「滋賀県企業庁電子納品運用ガイドライン(案)[工事編]」を適用し、国土交通省の定める「電子納品運用ガイドライン(案)」および「CAD 製図基準に関する運用ガイドライン(案)」を参考にするものとする。
4. 受注者は、工事完成図書の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで電子媒体を提出するものとする。

(電子データ交換・共有)

1. 電子納品対象業務において、受注者は、監督職員と現場代理人等との間における承諾や協議等、滋賀県企業庁の定める様式および関係図書の提出について、電子データによる情報交換および情報共有（以下、「電子データ交換・共有」という。）によるものとする。  
なお、受注者は、公印を必要とする書類については別途「紙」により提出を行うものとする。
2. 受注者は、電子データ交換・共有は、原則として「滋賀県工事管理情報システム」を使用することとし、工事着手時に監督職員と協議のうえ運用するものとする。
3. 受注者は、電子データ交換・共有の実施に関する基準は、「滋賀県企業庁電子納品運用ガイドライン(案)[工事編]」を適用し、国土交通省の定める各電子納品要領(案)、ガイドライン(案)を参考とするものとする。

### 3-1-1-16 創意工夫

(事前報告)

工事成績評定における高度技術、創意工夫または地域社会への貢献（以下「創意工夫等」という）に対する評価は、施工計画書にそのことが記載され、または事前に受注者から自主的に創意工夫等にかかる資料が監督職員あてに提出され、それらの項目が創意工夫等に該当すると判断し、施工等に反映されていた場合に評価するものとし、実施前に施工計画書に記載または資料等の提出がなされていない場合は評価しないものとする。



# 第16編 水道編

## 第1章 総則

### 第1節 通則

#### 16-1-1-3 適用すべき諸基準

設計図書において特に定めのない場合、用いる基準類およびその他関係基準等は、公告時の最新のものとする。

## 第2章 管布設工事

### 第1節 通則

#### 16-2-1-1 配管技能者

1. 配置予定の配管技能者について、別紙様式1および5を監督職員に提出すること。  
配管技能者を複数名配置する工事においては、うち1名を元請から配置すること。  
なお、配管技能者のうち1名は公告日から起算して10年以内の期間に同種の施工実績が1件以上あるものとする。
2. 主たる管種が一般的に施工実績の少ない管の場合（PN形等）、設計図書で特に指定がなければ、配管技能者の要件等は耐震継手管の要件を満たせばよいものとする。この場合、配管接合前に鋳鉄管メーカーによる指導を受けなければならない。

#### 16-2-1-2 溶接工

配置予定の溶接工について別紙様式3および5を監督職員に提出すること。

### 第2節 施工一般

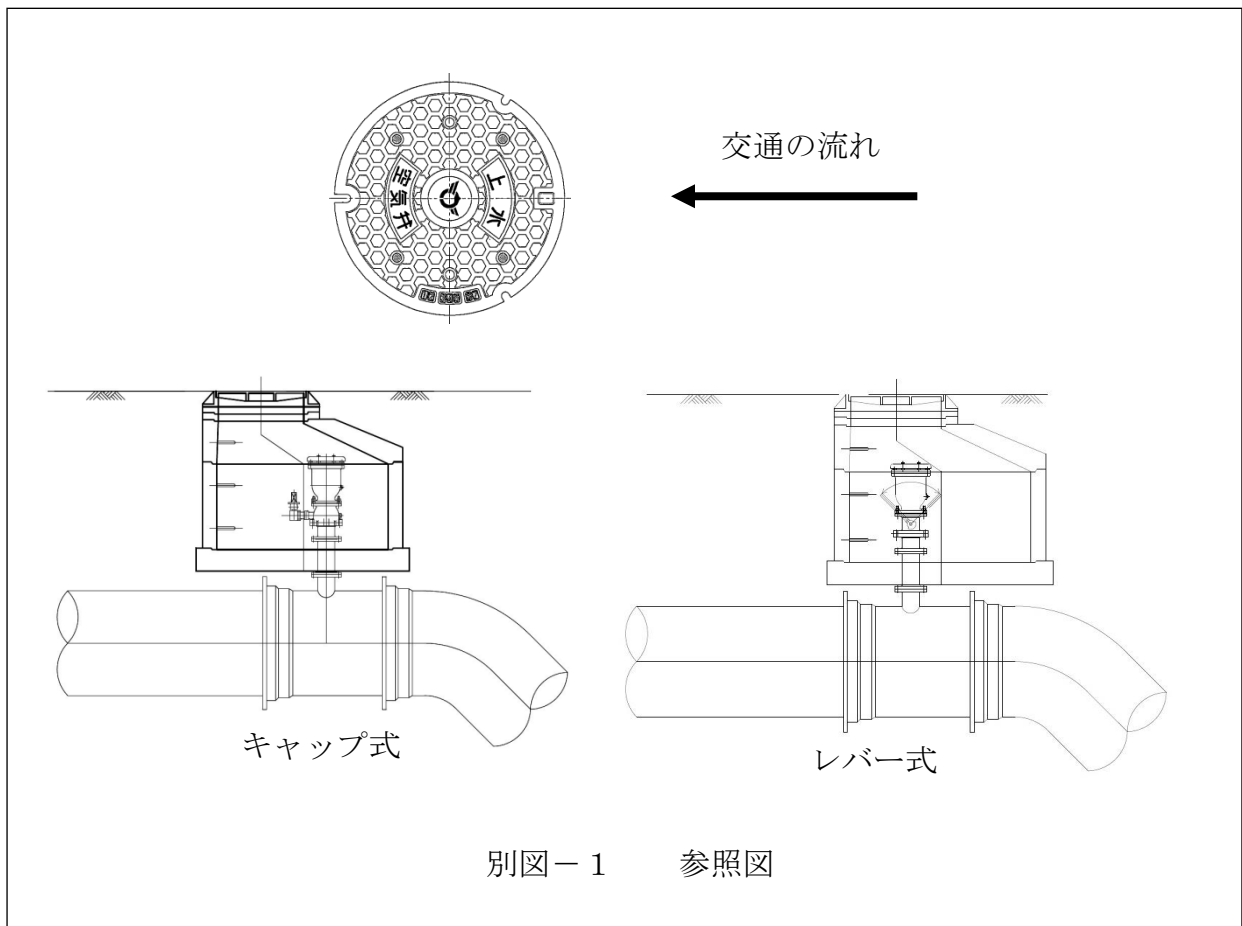
#### 16-2-2-19 水圧試験

1. 受注者は、工事発注単位で工事完了時に水圧試験を行うこと。
2. 1.により試験を行い難い場合は水張り試験を行い漏水箇所の確認を行うこと。  
試験水圧は監督職員の指示によるものとする。

### 第8節 弁類工事

#### 16-2-8-3 弁室の構造

弁室鉄蓋類の取付は別図-1を参照すること。



## 第9節 検査

### 16-2-9-1 段階検査

下記により、段階検査を行うこと。

種別	細別	施工段階(確認時期)
推進工 (HP 管)	裏込注入量	作業完了時
立坑工	床付、基準高	作業完了時
薬液注入工	ゲルタイム、削孔工、注入量	作業前、作業完了時

総括監督員	主任監督員	監督員

平成 年(20 年) 月 日

(最上位の監督職員)

様

(受注者)

住所

氏名

現場代理人

印

## 配管技能者届

次の工事について、配管技能者を下記のとおり定めたので届けます。

記

1. 工事番号 平成 年度 第 号
2. 工事名
3. 工事場所
4. 請負工事代金 金 円
5. 契約工期 自 平成 年 月 日  
至 平成 年 月 日

区分	氏名	所属	備考(保有する資格等)
配管技能者			

※資格書の写し等をあわせて提出すること

総括監督員	主任監督員	監督員

平成 年(20 年) 月 日

(最上位の監督職員)

様

(受注者)

住 所

氏 名

現場代理人

印

## 配管技能者変更届

次の工事について、平成 年 月 日付けで届出た配管技能者を下記のとおり変更したので届けます。

記

1. 工事番号 平成 年度 第 号
2. 工事名
3. 工事場所
4. 請負工事代金 金 円
5. 契約工期 自 平成 年 月 日  
至 平成 年 月 日

		氏名	所属	備考欄
配管技能者	変更前			
	変更後			
	変更前			
	変更後			
	変更前			
	変更後			

※資格書の写し等をあわせて提出すること

総括監督員	主任監督員	監督員

平成 年(20 年) 月 日

(最上位の監督職員)

様

(受注者)

住所

氏名

現場代理人

印

## 溶接工届

次の工事について、溶接工を下記のとおり定めたので届けます。

記

1. 工事番号 平成 年度 第 号
2. 工事名
3. 工事場所
4. 請負工事代金 金 円
5. 契約工期 自 平成 年 月 日  
至 平成 年 月 日

区分	氏名	所属	備考(保有する資格等)
溶接工			

※資格書の写し等をあわせて提出すること

総括監督員	主任監督員	監督員

平成 年 (20 年) 月 日

(最上位の監督職員)

様

(受注者)

住 所

氏 名

現場代理人

印

## 溶 接 工 変 更 届

次の工事について、平成 年 月 日付けで届出た溶接工を下記のとおり変更したので届けます。

### 記

1. 工 事 番 号 平成 年度 第 号
2. 工 事 名
3. 工 事 場 所
4. 請負工事代金 金 円
5. 契 約 工 期 自 平成 年 月 日  
至 平成 年 月 日

		氏名	所属	備考欄
溶接工	変更前			
	変更後			
	変更前			
	変更後			
	変更前			
	変更後			

※資格書の写し等をあわせて提出すること

# 実務経歴書

氏 名  
生年月日  
住 所  
経験年数

## 実務経歴

発注者	工事名称	期間	配管延長等

※過去10年間の実績について記載すること。

上記のとおり相違ありません

平成 年 月 日

氏名 (自署)



# 共 通

## 低入札価格調査制度

### 1. 配置技術者の増員

受注者は、建設工事入札執行要領第 17 条第 1 項ただし書きの規定に基づく基準に満たない価格で落札した場合には、監理（主任）技術者とは別に、入札公告に定める監理（主任）技術者の要件と同一の要件を満たす技術者を専任で 1 名現場に配置しなければならない。

なお、当該技術者は、監理（主任）技術者を補助し、監理（主任）技術者と同様の職務を行うものとする。

また、当該技術者を求めることになった場合には、その氏名その他必要な事項を監理（主任）技術者と同様の方法により届け出ること。

### 2. 施工体制台帳および施工計画書にかかる内容の説明

受注者は、建設工事入札執行要領第 17 条第 1 項ただし書きの規定に基づく基準に満たない価格で落札した場合には、施工体制台帳および施工計画書の提出に際して、監督職員からその内容の説明を求められた時は、応じなければならない。

### 3. 材料、下請代金等の支払い状況の説明

受注者は、建設工事入札執行要領第 17 条第 1 項ただし書きの規定に基づく基準に満たない価格で落札した場合には、毎月の下請負代金の支払い状況が確認できる資料を履行報告に追加して提出すること。

また、監督職員から材料費、労務費、下請代金、その他経費（以下、「経費」という。）の支払い状況について説明を求められた場合は、これまでに要した経費等の支払いを確認できる資料ならびに今後必要となる経費とこれにかかる資金の調達方法の資料を提示するとともに、それらの内容について、監督職員からその内容の説明を求められた時は、応じなければならない。

### 4. 工事コスト調査への協力

受注者は、建設工事入札執行要領第 17 条第 1 項ただし書きの規定に基づく基準に満たない価格で落札した場合には、工事コスト調査に協力をしなければならない。（概要は滋賀県ホームページ参照）

受注者は、下請負人の協力を得て、間接工事費等諸経費動向調査票（建築工事においては共通費実態調査票）の作成を行い、完了届提出後 1 週間以内に発注者に提出するものとする。なお、調査票等については、別途、監督職員から指示するものとする。

受注者は、間接工事費等諸経費動向調査票等について、費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、元請者は、下請者についてもヒアリングに参加させるものとする。

### 5. 施工管理の頻度

受注者は、建設工事入札執行要領第 17 条第 1 項ただし書きの規定に基づく基準に満たない価格で落札した場合には、出来形管理および品質管理の測定頻度および試験頻度は、施工管理基準で定められた測定基準および試験基準の 2 倍とする。

ただし、2 倍の頻度で実施しがたい項目については、実施内容について監督職員と協議



するものとする。

なお、これに伴う費用については、請負人の負担とする。

### 「不当介入に関する通報制度」の徹底について

滋賀県の発注する建設工事等における暴力団員等による不当介入の排除について

1. 受注者は、暴力団員等（暴力団の構成員および暴力団関係者、その他県発注工事等に対して不当介入をしようとするすべての者をいう。）による不当介入（不当な要求または業務の妨害）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。
2. 受注者は、前項により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した通報書（別記様式第1号）により所轄警察署に届け出るとともに、監督職員に報告するものとする。  
また、受注者は、以上のことについて、下請負人（再委託の協力者を含む）に対して、十分に指導を行うものとする。
3. 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。